

八尾市地域就労支援基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市地域就労支援基本計画に基き、働く意欲を持ちながら就労に際して、困難な課題を抱える人々の自立・就労を支援するために、必要な施策を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 八尾市地域就労支援基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会には、委員の他にオブザーバーを置くことができる。

(委員会)

第3条 委員会には、委員長及び副委員長をおく。委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長が指名する。

2 委員会の議長は、委員長が当たる。

3 委員会は委員長が随時招集する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代理する。

5 委員長は必要があると認めるときは、委員でない者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員は市長が委嘱または任命し、委員の任期は委嘱または任命の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第5条 委員会は次の任務を行うものとする。

- (1) 八尾市地域就労支援基本計画の推進に関すること
- (2) 八尾市地域就労支援基本計画推進プロジェクトチームの運営に関すること
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(謝礼)

第6条 委員には下記に定める額を支給する。

学識経験者・・・21,000円

その他・・・8,000円

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、経済環境部労働支援課内におく。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附則

この要綱は、平成16年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。